

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (中小企業労働時間適正化促進助成金の廃止関係)

1 改正の内容

- 中小企業労働時間適正化促進助成金（以下「適正化助成金」という。）については、働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主に対する支援策として、平成19年度に創設された助成金（労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第27条）であり、特別条項付き時間外労働協定を締結している中小事業主が、総実労働時間を削減するために割増賃金率の引上げ等一定の事項を盛り込んだ「働き方改革プラン」（実施期間1年間）を策定し、プランに盛り込まれた内容を実施した場合に、100万円を支給することとされている（別紙参照）。
- この適正化助成金は、中小企業における長時間労働の是正に一定の役割を果たしてきたが、我が国の厳しい財政状況においては、予算事業の効率化、合理化が求められており、助成金制度についても随時必要な見直しを行うことが求められている。
- 一方、平成20年度には、労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進することを目的とする「職場意識改善助成金（以下「改善助成金」という。）」が創設されたところであり、両助成金の趣旨及び助成対象は異なっているものの、労働時間に着目して働き方を見直す制度であることは共通しており、改善助成金において講ずべき措置の中には、所定外労働の削減のための措置も盛り込まれているところである。
- このため、長時間労働の是正に係る部分において、改善助成金と共通する適正化助成金については廃止することとし、労災則第27条を削除するとともに、平成21年4月1日以前に「働き方改革プラン」を策定し、認定を受けた中小事業主については、プランに盛り込まれた内容を実施した場合には助成金の支給を受けられるよう、必要な経過措置を規定するものである。

2 施行期日

平成21年4月1日